

# 大田区立 志茂田福祉センター



住所 大田区西六郷一丁目4番27号

電話番号一覧

	電話	FAX
管理係	03 (3734) 0763	03 (3734) 0797
機能訓練係	03 (3734) 0764	
就労継続支援B型事業所	03 (6715) 9375	
指定特定相談支援事業所	03 (6715) 9376	



平成29年3月



©大田区  
大田区公式PRキャラクター

はねぴよん

## 3階

### ◆食堂・調理実習室

調理実習室は、仲間との活動を通じ、栄養や健康について学び、生活の力を高めるための場を提供いたします。

## 4階

### ◆休憩スペース

## Ⅲ 運営について

大田区立志茂田福祉センターは区立区営の施設ですが、平成29年4月より指定特定相談支援事業と知的障害者作業室の事業である就労継続支援B型事業は、民間事業者の知識と専門性を活用した業務委託で運営していきます。受託法人:社会福祉法人大田幸陽会

## Ⅳ アクセス



→ 青：車のルート → 紫：徒歩のルート

## I 概要

大田区立新蒲田福祉センターは、昭和45年に心身障害者の社会における生活能力の向上を促すために必要な訓練等を行うほか、区民の社会的自立を支援するため必要な設備を設け仕事を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。

平成29年3月に改築後の志茂田小・中学校複合施設へ移転し、大田区立志茂田福祉センターと名称変更しました。

## II 施設及び事業の紹介

### 1階

#### ◆自主生産品販売室

当作業室で作った自主生産品(ハーブティー、海苔、入浴剤)の販売を行っています。この機会を通じて、社会活動として地域の皆さんとの交流の場になることを目指しています。

#### ◆機能訓練

- |        |   |
|--------|---|
| 1 種 別  | 自立訓練(機能訓練)  |
| 2 利用対象 | 区内在住で18歳以上の身体障がい・難病等対象の方  |
| 3 定 員  | 15名(1日あたり)  |
| 4 利用期間 | 1年6ヶ月以内<br>(必要が認められた場合、最長1年の更新)   |
| 5 事業内容 | ①理学療法(PT)日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。<br>②作業療法(OT)日常生活動作の機能向上のために必要な訓練を行います。<br>③言語聴覚療法(ST)言葉やコミュニケーション機能の訓練を行います。<br>【専門スタッフ】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師など |

#### ◆指定特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障がい者の方を対象に、「サービス等利用計画」を策定します。

### 2階～3階

#### ◆就労継続支援B型事業

- |        |  |
|--------|--|
| 1 種 別  | 就労継続支援B型   |
| 2 利用対象 | 区内在住で18歳以上の主に知的障がいのある方   |
| 3 目 的  | 会社等で働くことが困難な方に、就労準備活動や生産活動等の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。   |
| 4 定 員  | 60名  |
| 5 利用時間 | 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで。   |
| 6 作業内容 | 受託作業(雑誌付録等の封入、箱折り、バリ取り等、公園清掃)<br>自主生産作業(ハーブティー、海苔、入浴剤)<br>就労支援(就労前、就労定着、会社訪問)  |
| 7 運営方針 | (1)利用者の自己決定・自己選択を尊重し、利用者と施設が対等な立場に立って、「障害者総合支援法」に適合した契約を結びます。<br>(2)利用者の可能性や個性を大切にし、生活、健康、余暇などの自立と社会参加を図り、地域社会で生き生きとした生活が営めるよう支援の充実に努めます。<br>(3)利用者個々のニーズに即した支援ができるよう利用者やその家族及び支援者との連携を重視します。<br>(4)関係施設や障害福祉課、各地域福祉課等の関係機関との連携・協力を図るとともに、自治会・町会やボランティアとの連携等、より地域に開かれた運営に努めます。<br>(5)利用者やその家族及び支援者の参加による個別支援計画を作成し、それを定期的にまた必要に応じて見直します。<br>(6)利用者への情報提供を積極的に行うとともに、一般社会へ情報を公開し施設運営の質の向上に努めます。<br>(7)利用者の健康管理を重視し、保健・衛生の向上に努めます。 |